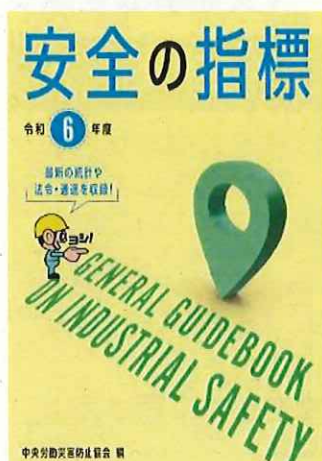


【第97回】令和6年度 全国安全週間



P36 自社の労働者以外への措置

- ▶ 令和7年4月1日から、同じ場所で働く労働者以外の者（個人事業主や他社の労働者、資材等搬入業者）に対しても、自社の労働者と同様に、危険箇所への立入禁止や退避の措置が義務付けられます。

P38 自律的な化学物質管理

- ▶ SDS交付対象物質（＝リスクアセスメント対象物）を取り扱う事業場では、『化学物質管理者』の選任が義務付けられました。
- ▶ 化学物質管理者の選任に際しては、業種・規模の要件はなく、対象物を使う以上は選任が必須となります。

P43 労働者死傷病報告等の原則電子申請義務化

- ▶ 令和7年1月1日から、監督署に報告いただいている以下の報告物について、原則電子申請にて行うこととなります。
 - ・じん肺健康管理実施状況報告
 - ・定期健康診断結果報告
 - ・ストレスチェック結果報告
 - ・安全/衛生管理者、産業医選任報告
 - ・歯科健診結果報告
 - ・有機溶剤^注献身結果報告
- ▶ ただし、現時点では詳細は不明です。

P44 雇い入れ時教育の拡充

- ▶ 一定の業種（安全管理者の選任義務が課されていない業種）では、一部の教育項目の省略が可能であったが、すべての業種で省略ができなくなりました。
- ▶ 化学物質管理の改正によるものです。

P47 トラックの荷役作業時における安全対策強化

- ▶ 2トン以上の貨物自動車の荷役作業時に保護帽の着用が義務付け（今までは5トン以上）。
- ▶ 運送業にのみ課せられた義務ではありません。
- ▶ 貨物自動車の大きさにかかわらず、荷役作業時には保護帽を着用することが望ましいです。

P75 化学物質リスクアセスメント

- ▶ 管理の入口は、SDSの入手です。
- ▶ リスクアセスメント対象物かどうかにかかわらず、SDSを入手し、情報を把握することが重要です。
- ▶ 化学物質RAの結果、保護具にて対策すると決定した場合は、『保護具着用管理責任者』の選任が必要となります。

P79 機械設備の安全化

- ▶ 『人はミスをする』・『機械は故障する』・『絶対安全は存在しない』
- ▶ 「ガード」→「保護装置」→「付加保護方策」→「使用上の情報」
- ▶ 「付加保護方策」…非常停止装置など。人が操作したり、正しく使用して有効となるもの
- ▶ 警報装置はハード的な装置だけど、人の退避行動に頼る対策。（←使用上の情報）

P112 熱中症の予防対策

P138 高齢労働者の安全対策

P146 外国人労働者の災害防止対策

栃木労基署管内で発生した死亡労働災害（令和5年以降）

（交通事故を除く）

	事故の型	災害概要	推定原因
1	墜落、転落	建物2階の荷受口から転落した。 （転落直前に病気により意識を喪失していた可能性あり）	荷受口が開口部となっており、墜落を防止する措置が講じられていなかった。
2	飛来、落下	重量物をトラックに積み込んだところ、荷台が傾き、荷が落下しそうになったため、とっさに身体で押さえようとして下敷きとなった。	荷のキャスターのロックをかけ忘れた。 重量物を身体で押さえようとした。
3	はさまれ、巻き込まれ	床面に設置されたスクリーコンベヤーを清掃しようとしていたところ、巻き込まれた。	スクリーを停止せずに近づき、作業を行った。
4	墜落、転落	高所に設置されたコンベヤーを清掃するため、はり上を移動していたところ、墜落。	はりに墜落防止措置が講じられていなかった。 安全帯（墜落制止用器具）を使用せず。
5	崩壊、倒壊	3段積みフレコンバックの1段目のフレコンが破損しており、中身が漏れ出ていたため、補修作業をしていたところ、バランスが崩れたフレコンが崩壊し、下敷きとなった。	不安定な荷に近づいて作業したこと。 はいの倒壊防止措置を講じていなかった。
6	崩壊、倒壊	台車を用いて重量のある設備を移動させ、台車を引き抜くため、当該設備をジャッキで持ち上げたところ、設備が転倒し下敷きとなった。	重心などを把握せずにジャッキを用いたこと。 一人作業であった。
7	墜落、転落	スレート屋根の補強工事を行っていたところ、スレート材を踏み抜いて床面に墜落。	歩み板等の踏み抜き防止措置が講じられていなかった。 保護帽を着用せず。
8	墜落、転落	吹抜け部に設置された足場上で、設備の不具合対応をしていたが、何らかの要因により墜落。	作業を行っていた足場に手すり等の墜落防止措置がなかった。 保護帽を着用せず。